

鋼 船 規 則

規
則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

6 章 防火構造、脱出設備及び消火設備

6.3 防火構造

6.3.3 隔壁及び甲板の保全防熱性

-4.を次のように改める。

-4. 非常発電機が設置される制御場所には、~~ディーゼル~~往復動内燃機関への燃焼及び冷却空気を取り込む開口が備えられなければならない。当該場所に固定式ガス消火装置が設置されていなければ、開口に閉鎖装置を設ける必要はない。

6.4 消火設備

6.4.4 を次のように改める。

6.4.4 原油又はガス焚きボイラ、タービン及び~~ディーゼル~~往復動内燃機関が使用される場合の機関室及びボイラ室の消火設備

原油又はガス焚きボイラ、タービン及び往復動内燃機関が使用される機関室及びボイラ室には、7.2 及び 7.3 に規定する機関等を設ける区画及びその区画のダクト及びフードを満たす十分な容量の固定式消火装置を備えなければならない。本消火装置は、ボイラ焚き口及び油受け皿に向けられ、機関室用のものとは独立して作動が可能なものとし、作動時には、ダクト及びフードの通風装置は自動的に停止するように設計されなければならない。

7 章 機関設備

7.1 一般

7.1.2 一般要件

-1.(9)及び(46)を次のように改める。

-1. 浮体施設の目的とする作業（汲み上げた原油の処理等）のみに用いられる機関以外のものは、**D 編**の規定のうち次に示す**(1)**から**(46)**の規定を適用するほか、本章の規定にも適合しなければならない。（ただし、次に示す**(1)**から**(46)**の規定中の「貨物」及び「貨物油」は「原油」に、「運送」及び「運ぶ」は「貯蔵」に、「船」、「船舶」及び「タンカー」は「浮体施設」に読み替えて適用する。）

((1)から(8)は省略)

(9) **D 編 2 章** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関

((10)から(45)は省略)

(46) **D 編 24章** 予備品、要具及び装備品

-2.(9)から(13)を次のように改める。

-2. 浮体施設の目的とする作業（汲み上げた原油の処理等）のみに用いられる機関は、**D 編**の規定のうち次に示す**(1)**から**(25)**の規定を原則として適用するほか、**7.1.3** 及び **7.1.4**の規定にも適合しなければならない。（ただし、次に示す**(1)**から**(25)**の規定中の「貨物」及び「貨物油」は「原油」に、「運送」及び「運ぶ」は「貯蔵」に、「船」、「船舶」及び「タンカー」は「浮体施設」に読み替えて適用する。）

((1)から(8)は省略)

(9) **D 編 2.2.2-4.** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関 - 材料、構造及び強度 - 構造、据付け及び一般

(10) **D 編 2.2.2-5.** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関 - 材料、構造及び強度 - 構造、据付け及び一般

(11) **D 編 2.2.2-6.** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関 - 材料、構造及び強度 - 構造、据付け及び一般

(12) **D 編 2.4** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関 - 安全装置

(13) **D 編 2.5.4** ~~ディーゼル~~往復動内燃機関 - 附属装置 - 燃料油装置

((14)から(25)は省略)

7.2 の表題を次のように改める。

7.2 ガス焚きディーゼル往復動内燃機関

7.2.1 を次のように改める。

7.2.1 一般*

ガスを燃料として使用する往復動内燃機関の構造及び配置は、本章の規定によるほか、N 編 16 章の該当規定にも適合しなければならない。

7.4 の表題を次のように改める。

7.4 原油焚きボイラ及びディーゼル往復動内燃機関

7.4.1 を次のように改める。

7.4.1 適用

ボイラ及びディーゼル往復動内燃機関に引火点 43℃以下の燃料油、原油又はスロップ油（以下、「燃料油」という。）を用いる場合は、本章の規定によるほか、本節の規定によること。ただし、原油焚きディーゼル往復動内燃機関については本会が適当と認めるところによる。

7.6 非常遮断システム（ESD）

7.6.1 一般

-1.(4)を次のように改める。

-1. 爆発危険が偶発的に危険場所を超えて拡がる可能性のある特別な状態を考慮して、次の機能を選択して手動で遮断又は断絶できるような非常遮断システムを設けなければならない。

（(1)から(3)は省略）

- (4) 特別な状態において作動する必要がある非常照明、一般警報のような防爆形電気機器を除く、発電機を駆動する原動機及び電池より給電される電気機器を含む全ての重要電気設備。ただし、電池により給電される無線通信装置は除く。

附 則

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産, 貯蔵,
積出し設備

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

改正その 1

PS7 機関設備

PS7.2 の表題を次のように改める。

PS7.2 ガス焚き~~ディーゼル~~往復動内燃機関

PS7.2.1 を次のように改める。

PS7.2.1 一般

規則 PS 編 7.2.1 にいう本会が適当と認める規格とは、検査要領 N 編附属書 3「高圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領」及び検査要領 N 編附属書 4「低圧式二元燃料~~ディーゼル~~機関に関する検査要領」をいう。

PS7.4 の表題を次のように改める。

PS7.4 原油焚きボイラ及び~~ディーゼル~~往復動内燃機関

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった往復動内燃機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

PS8 電気設備

PS8.3 非常電気設備

PS8.3.1 一般

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 PS 編 8.3.1-5.の適用に関し、非常発電機を主電源として使用する場合の非常発電機及び関連の設備は次による。

((1)は省略)

(2) 非常発電機を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関には、規則 D 編 18.5.2（非常発電機室を無人としない場合には(2)及び(5)を除く。）に規定する警報装置及び自動停止装置を設けること。

((3)から(7)は省略)

附 則（改正その2）

1. この達は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。